

緊急作業に従事する対象者に関する考え方について

平成 27 年 3 月 13 日

原子力規制庁

原子力災害対策特別措置法（原災法）では、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画（防災業務計画）を作成することを義務づけている。

防災業務計画においては、原子力防災組織の編成、原子力防災要員の職務、防災教育や訓練の実施等について記載することを求めている。

さらに、必要な業務の一部について補助的に請負会社へ委託する場合には、防災業務計画に、委託先及び委託する業務範囲（例；機器損傷時の復旧作業）等を定めることとなっている。

以上のように、原子力災害の緊急時の対応では、原子力事業者に対し、組織や要員やその役割等を含めて、予め体制を整備しておくことを求めている。

<参考>

原子力災害対策特別措置法

（原子力事業者防災業務計画）

第七条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、内閣府令・原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。（以下、略）

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令

（原子力事業者防災業務計画）

第二条 法第七条第一項の原子力事業者防災業務計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災要員の職務に関すること。

- 二 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。
- 三 原子力防災組織の編成に関すること。
- 四 原子力防災要員の配置及び原子力防災要員に対する防災教育の実施に関すること。
- 五 放射線測定設備その他防災のための設備の設置及び維持に関すること。
- 六 原子力防災資機材の備付け及び保守点検に関すること。
- 七 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号。以下「令」という。）第六條第四項に規定する事象その他の事象による原子力災害を想定した防災訓練の実施及びその評価に関すること。
- 八 原子力施設に異常が発生し、又はそのおそれがある場合（令第四條第四項各号に掲げる事象（以下「特定事象」という。）及び原子力緊急事態が発生した場合を除く。）における原子力規制委員会との連携に係る原子力事業者が行う措置（原子力緊急事態解除宣言をするまでの措置に限る。）に関すること。
- 九 特定事象が発生した場合における原子力防災管理者の内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、警察機関その他の関係機関への通報及びこれらの機関への当該特定事象の経過の連絡に関すること。
- 十 特定事象が発生した場合における原子力災害の発生又は拡大の防止のために行う応急措置の実施及びその措置の概要についての報告に関すること。
（途中、略）
- 十三 原子力災害事後対策の実施（原子力災害合同対策協議会への参加を含む。）に関すること。
- 十四 原子力災害事後対策が実施される場合における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施に関すること。
（途中、略）
- 十七 前各号に掲げるもののほか、原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大の防止のため原子力防災組織が行うべき業務に関し必要な事項
（途中、略）
- 3 原子力事業者が原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な原子力防災組織の業務の一部を委託する場合においては、当該原子力事業所の原子力事業者防災業務計画に、前項各号に掲げる事項のほか、当該業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに委託する業務の範囲及び実施方法を定めなければならない。